

消費税 インボイス制度 説明会

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会を開催します。

※参加無料。参加希望の方は1月7日(金)午後5時までに電話で予約してください。

▶日時 1月14日(金)午前10時~11時または午後2時~3時

▶場所 宇治税務署別館大会議室(宇治市大久保町井ノ尻60-3)

▶定員 各回とも20人

※駐車場に限りがあるため、公共交通機関にてお越しください。※今後のコロナ禍の状況を踏まえ、開催を中止または予約の申込状況等により、ご希望に添えない場合があります。

宇治税務署法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)

確定申告の受け付けが始まります

令和3年分の確定申告期間は 2月16日(水)~3月15日(火)

税理士による申告相談

宇治税務署の申告会場は、2月16日(水)から開設します(閉庁日を除く)。なお、2月20日(日)・27日(日)は開設していません。相談受付時間は、午前9時~午後4時。混雑状況をご利用ください。

▼日時 2月8日(火)、9日(水)午前9時30分~正午、午後1時~4時(受付は午前9時~午後3時) ※混雑状況によっては、早めにお受け付けを終了する場合があります。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用やボールペン、計算機等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

確定申告書の作成に便利 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。作成した申告書は、e-Tax(データ送信)または印刷して郵送等により提出できます。スマホを利用して確定申告書の作成・送信も可



能です。詳しくはこちらのQRコードからご確認ください。手書きで作成される人で確定申告書や手引きが必要な人は宇治税務署や申告会場ほか、市役所税務課市民係でも1月25日(火)から配布。国税庁ホームページからも入手可能です。

宇治税務署 (☎0774・44・4141)

固定資産税・都市計画税は1月1日の現況により所有者に課税

宇治税務署 (☎0774・44・4141)

土地および家屋にかかる令和4年度固定資産税と都市計画税は、令和4年1月1日現在の現況に基づき、令和4年1月1日現在の所有者に課税されます。令和4年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税務課資産係まで連絡してください。令和4年1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却された場合でも、固定資産税および都市計画税は、1月1日現在の所有者に課税されることとなります。売買の日以降の負担については、先に当事者間で決めておいてください。また、所有権移転登記はお早めに済ませてください。

償却資産の申告書等は 京都府地方税機構に提出を

提出期限は1月31日(月)まで

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要です。令和3年度申告分から提出先が京都府地方税機構に変更されました。そのため、京都府を除く京都府内の市町村分の申告書等は同機構へ一括で提出(郵送可)してください。

京都府地方税機構業務課償却資産担当 (☎414・4503) 市税務課資産係 (☎983・2480)

なお、前年度に申告された人には、同機構から12月中旬に申告案内ハガキまたは申告書などを郵送しております。申告書は償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。 ※電子申告(e-Tax)で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

市税・国民健康保険料等の納付は便利な口座振替のご利用を!

国民健康保険料(第8期分)の納期限は1月31日(月)です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。 ※国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付済通知書を1月末に送付します。 宇治税務課収納係 (☎983-2481)

高額療養費(外来年間合算)

70歳以上の国民健康保険被保険者

基準日(※)時点の所得区分が一般または低所得の被保険者について、計算期間(令和2年8月1日~令和3年7月31日)の一般または低所得区分であった月の外来にかかる医療費の個人ごとの合計額が14万4千円を超える場合に、その超えた額が支給されます。

対象期間中に本市の国保に継続して加入、かつ支給対象となる人には、1月下旬から支給通知を順次お送りしますので、申請してください。

なお、計算期間中に本市へ転入された人や本市の国保以外の被保険者は、その自己負担額も合算できる場合があります。詳しくは令和3年7月31日時点に加入していた健康保険へお問い合わせください。

※基準日は原則、令和3年7月31日ですが、計算期間の途中で資格を喪失された人(死亡、海外転出、生活保護受給等)は、資格を喪失された日の前日となります。 宇治税務課国保係 (☎983-2962)

後期高齢者医療保険制度被保険者

計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養費を振り込む口座番号等がわかる場合は申請不要です(2月末支給予定)。ただし、口座番号等の登録がない人には3月から順次、支給申請の勧奨通知をお送りしますので、申請してください。

なお、計算期間中に保険者の変更があった人で、京都府後期高齢者医療の加入期間中に支給金額が上限を超えなかった場合は勧奨通知を送付しません。以前に加入していた保険の自己負担額も合算できる場合がありますので、お問い合わせください。

老人医療被保険者

従来、高額療養費の勧奨通知は送付していません。該当すると思われる人は、計算期間中のすべての領収書を国保医療課まで持参してください。

なお、計算期間中に市町村を異動(転出入)した場合は、他市町村分の合算はできません。 宇治税務課医療係 (☎983-2976)

国民健康保険の 海外療養費制度

国民健康保険被保険者が、短期間の海外渡航中に急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険適用される治療は、申請により医療費(自己負担分を除く)の払い戻しを受けることができます。

ただし、治療目的の渡航や日本で

保険適用されていない治療は対象外です。

なお、現地で支払った医療費と日本で同様の診療を受けた場合の医療費と比べ、低い方の金額が支給されます。

▽申請に必要なもの 国民健康保険証、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券(パスポート)、世帯主名義の金融機関口座番号、調査に

かかる同意書、マイナンバーのわかるもの

※治療を受けた海外の医療機関で診療内容明細書・領収書・領収明細書を手に入ってください(診療内容明細書・領収明細書・調査にかかる同意書の様式は、国保医療課窓口または市ホームページから入手可)。

※外国語で作成された必要書類は、日本語訳を添付してください(翻訳

者の住所、氏名の記載が必要)。 ※申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間。

※マイナンバーのわかるものは個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人の場合は委任状と本人確認ができるものが必要です。

宇治税務課国保係 (☎983-2962)